# CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割 一北東アジア安全保障枠組における中立国の役割 一

玉井 雅隆

東北公益文科大学総合研究論集第39号 抜刷 2021年1月31日発行

#### 研究論文

## CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割 一北東アジア安全保障枠組における中立国の役割 一

## 玉井 雅隆

#### 1. はじめに

モンゴルとフィンランドは、どちらもロシア (ソ連)の隣国であるという地理的条件が共通している。また安全保障環境に関しても、モンゴルは中口両大国に挟まれた国家であり、またフィンランドは大国であるロシアに隣接するという条件があり、そのような地理的・安全保障的環境から中立国であることを選択している。しかしながら、両国を取り巻く安全保障の面から検討した場合には、異なった状況にある。

冷戦期の欧州は東側、西側と非同盟・中立諸国の三陣営に分かれており、特に東西両陣営はイギリスの元首相チャーチル(Winston Churchill)が言うように、「シュテッチンからトリエステまで」鉄のカーテンが下ろされている状況であり、欧州大陸の真ん中で分断されていた。この状況は東欧革命によって東側諸国の共産主義体制が崩壊し、ソ連が消滅したことによって変化した。現在ではワルシャワ条約機構諸国のうちCIS諸国以外はEUやNATOに加盟し、民主主義・人権並びに法の支配に関する共通規範を有するに至っている。

他方アジア地域においては、ロシア研究の第一人者である下斗米が指摘するように「アジアには冷戦構造が残存して」おり、南北朝鮮や中国・台湾の政治的・軍事的対立や、失閣諸島をめぐる日中対立、竹島をめぐる日韓対立や中国が進出を行っている南シナ海など、欧州のような対立構造は世界的な冷戦が終結して30年が経過した今もって残存している¹。さらに市場経済、民主主義、法の支配を基本的な価値規範とみなす日本、韓国、台湾及びモンゴルと、共産主義国である中国、北朝鮮や権威主義国家に分類することが可能であるロシアなど、政治体制や政治規範に関しても様相を異にしている。

冷戦期の欧州では現在の北東アジアと同じ状況であった。特にフィンランド

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 下斗米伸夫 (2004) 『アジア冷戦史』中央公論新社。この他、従軍慰安婦問題や徴用工問題など、歴 中問題もしばしば国家間の主要な対立要素になる。

はソ連からの外交的な圧力が存在していたが、東西間の緊張緩和のために欧州 安全保障協力機構(CSCE)構想を推し進めた。1960年代にフィンランドは東 西間の対話のために元々ソ連提案であった東西の対話組織構想に注目し、1975 年のヘルシンキ宣言に至った。

アジアにおいても中国は2001年に、1996年に設置された上海ファイブを改組した上海協力機構(SCO: Shanghai Cooperation Organization)設立の音頭を取った。OSCEとSCOはどちらも地域的国際機構であり、国家間の協調を目的としている。しかしながらSCOがアジアの全ての国を加盟国としていないことなどから、OSCEと異なった要素を有している。

本稿では、CSCEにおけるフィンランドの役割に関して分析した後、北東アジアにおける協調的安全保障の可能性やモンゴルの果たしうる役割に関して分析を行う。

#### 2. CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割

1975年8月1日にアルバニアを除く全欧州諸国、アメリカ及びカナダの35カ国の代表がヘルシンキに集まり、ヘルシンキ最終議定書(Helsinki Final Act)に署名した。最終議定書署名に至る前には、西側と東側諸国の仲介役としてフィンランドが関与していた。本章では、CSCE交渉におけるフィンランドの役割に関して論じていく。

地理的には、フィンランドは大国であるソ連や現在のロシアが隣国として存在し、政治的にも1919年の独立までフィンランドはロシア皇帝をフィンランド大公とするフィンランド大公国であった。また、西側の国境に隣接するスウェーデンは独立当初はオーランド諸島の帰属を巡り紛争が発生、国際連盟理事会に提訴する事態になるが、国際連盟による裁定後には関係は改善された。しかしながらスウェーデンは中立政策をとっており、フィンランドにとっては安全保障面では関係性がなかった。そのために、フィンランドは単独で隣国のソ連、ロシアに安全保障上の政策面の配慮を必要とした。

実際に、ソ連はフィンランド内戦 (Finnish Civil War、1918年) をはじめ として冬戦争 (Winter War、1939年~1940年)、継続戦争 (Continuation War、 1941年~1944年) など数度にわたりフィンランドと交戦しまたは干渉してい た<sup>2</sup>。戦後もフィンランドに対しては、「覚書危機」などのような内政干渉をしばしば行っていた<sup>3</sup>。このような状況を踏まえ、フィンランドの外交方針は西側体制に組み込まれたデンマーク、アイスランドとノルウェー、中立のスウェーデンと並んでソ連寄りの中立方針を採用していた<sup>4</sup>。即ちフィンランドの外交方針はソ連を刺激しない、という点に特徴があった。

特に安全保障問題に関しては、フィンランドは自国を経由してソ連に侵攻する軍事力を自国のみで排除することで、ソ連の内政や安全保障政策への介入を防止すると同時に、ソ連の安全保障に関する「不安感」を払拭する政策を自国の安全保障政策の根幹とした<sup>5</sup>。ソ連もそのようなフィンランドの方針に関しては尊重し、基本的にはフィンランド内政に関しては他の善隣友好条約を締結した東欧諸国とは異なって、先に上げた「覚書危機」以外は不干渉政策をとった。また、フィンランド外交の第一目的は、東西両陣営の対話並びにその仲介であった。

この状況下において東西両陣営のデタントによる緊張緩和は、フィンランド外交のフリーハンドを増やすことになったが、同時にアメリカおよびソ連によって自国の関与しない安全保障の「ディール」が行われる可能性も存在していた。先にあげた冬戦争では、フィンランドは汎スカンジナビア主義に基づくスウェーデンやノルウェーなどの他のスカンジナビア諸国や、国際連盟の理事国である英仏が集団的安全保障体制に基づく介入を行うことを期待していた。しかし実際にはソ連の国際連盟からの追放にとどまり、他のスカンジナビア諸国からは義勇兵の派遣にとどまることとなった。また、冬戦争終結後も英仏は対ナチス・ドイツ戦の同盟国としてのソ連との協力を選択し、そのためにフィンランドはドイツと同盟を締結した上で失地回復のために継続戦争を行うこととなった。換言すると、フィンランドの頭越しに欧州の大国であった英仏とソ

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> この点に関しては、百瀬宏(1972)「フィンランドの対ソ関係, 1940-1941年:「継続戦争」前史に関 する覚書」『スラヴ研究』16、209-249頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> この点に関しては、近年の研究では髙木道子 (2014)「転換期フィンランド外交の論理と実践-コイヴィスト外交再評価」『法政論集』(名古屋大学) 253、89-144頁参照。

<sup>4</sup> これは「ノルディック・バランス」と呼ばれるものである。

<sup>5 1948</sup>年に締結されたフィンランド・ソ連友好協力相互援助条約は、同じ枢軸国であったハンガリー やルーマニアと締結された同様の条約とは異なり、フィンランドを経由したドイツ並びに同盟国の 攻撃に際してソ連は支援するというものであった。すなわち、ソ連が攻撃を受けた場合に自動的に フィンランドに参戦義務を課すものではなく、軍事同盟ではなかった。

連が手を握り、フィンランドは安全保障の名目で自国領土を割譲することとなった。

この様な自国の頭越しでの取引を阻止し、かつ東西両陣営の対話を実施するために 1967 年には、フィンランドはソ連との間で会合を持った。その主要議題はソ連がフィンランドの中立の地位を承認することであった。即ち中立の地位を確認することで、東西間の仲介者としての立場を確保することが目的であった。 善隣条約(Agreement of Friendship, Cooperation, and Mutual Assistance (FCMA))第2条をめぐり両国は対立するものの、最終的にはブレジネフ書記長は 1967 年4月 24日に仲介者としての中立国の立場を承認するに至った $^6$ 。

このようなソ連の承認を受けフィンランドは1969年5月にCSCE構想の呼びかけを、他の欧州に位置する中立国であるオーストリア、スイスとスウェーデンに行った。先にも検討したように、オーストリアは比較的好意的であったものの、スイスは懐疑的見解をフィンランドに対して示した。しかしながら、どちらの国も共通して安全保障に関して関与することには賛同を示しており、東西両陣営の「ディール」による安全保障の「ミュンヘン化」の阻止を図る点においては利害が一致していた。これら中立国の同意を得たのちに、同月にはアメリカ、カナダと東西ドイツを含めた全欧州諸国に対してフィンランド外務省は覚書(Finnish Memorandum)を送付した。この覚書の中には、フィンランド政府は多国間交渉(Multilateral Talks)のホスト国になる用意がある旨記されていた。

このようなフィンランド政府の努力を諒とし、1972年にはヘルシンキ郊外のディポリ市において、フィンランド駐在の各国大使のお茶会という形で準備会合(Dipoli Talks, Multilateral Consultations)が開始された。その後、ジュネーブに舞台を移し、詳細な交渉が行われることとなった。この交渉が最終的には、1975年のヘルシンキ最終議定書に結実することになる<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> Thomas Fischer (2009) Neutral Power in the CSCE: The N+N States and the Making of the Helsinki Accords 1975, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft,pp,100-101.

John J.Maresca (2016) Helsinki Revisited, Ibidem-Verlag, Jessica Haunschild U Christian Scho; UK ed. Edition,pp.19-49.,Patric G.Vaughan (2008) Zbigniew Brzezinski and the Helsinki Final Act,in Leopoldo Nuti (2008) The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev 1975-1985, Routledge,pp.11-25.

## 3. フィンランドとCSCE再検討会議

CSCEプロセスの一つの特徴は、ヘルシンキ最終議定書に関してその履行状況を確認する、再検討会議(FUM: Follow-up Meeting)がベオグラード、マドリッドとウィーンにおいて開催されたことである。次にこの再検討会議におけるフィンランドの役割に関して検討を行っていこう。

ヘルシンキ最終議定書署名後、CSCE プロセスでは再検討会議の他にもハンブルク科学フォーラム(CSCE Hamburg Scientific Forum)やストックホルム軍縮会議(CSCE Stockholm Meeting of the Conference on Confidence and Security Building Measures and Disarmament in Europe)などが開催されるが、フィンランドでは1985年に、ヘルシンキ首脳会議10周年を記念したCSCE10周年記念首脳会議(CSCE 10<sup>th</sup> Anniversary Meeting)が開催されたのみであった。

#### 表1. 主なCSCE各種会合

開催年	会議名
首脳会議など	
1973 - 1975	ジュネーブ準備会議(Geneva Preparation Meeting)
1975	ヘルシンキ首脳会議(Helsinki Summit Meeting)
1985	ヘルシンキ最終議定書10周年記念首脳会議 (Commemorative Meeting on the 10thAnniversary of the Final Act)
再検討会議	
1977 - 1978	ベオグラード再検討会議(Belgrad Follow-up Meeting)
1980 - 1983	マドリッド再検討会議(Madrid Follow-up Meeting)
1986 - 1989	ウィーン再検討会議(Vienna Follow-up Meeting)
1992	ヘルシンキ再検討会議(Helsinki Follow-up Meeting)
専門家会合	
1978	モントルー紛争の平和的解決に関する専門家会議 (Montreux Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes)
1979	ヴァレッタ紛争の平和的解決に関する専門家会議 (Valletta Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes)
1984	アテネ紛争の平和的解決に関する専門家会議 (Athens Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes)
1985	オタワ人権専門家会議(Ottawa Experts Meeting on the Human Rights)
1986	ベルン人的接触専門家会議(Bern Expert Meeting on Human Contacts)
1990	ソフィア環境保護専門家会議 (Sofia Meeting on the Protection of the Environment)

フォーラム	
1981	ハンブルク科学フォーラム(Hamburg Scientific Forum)
1985	ブダペスト文化協力フォーラム (Budapest the Forum on Cultural Co-operation)
1990	ロンドン情報フォーラム(London Information Forum)

(冷戦期に開催されたもの、フィンランド関係は冷戦後のものも掲載)

しかしながらフィンランドは安全保障問題に関し、いくつかの提案を再検討会議に提出している。冷戦期の各種会合においてホストになることはないが、それでもフィンランドはCSCEプロセスに関与する意思を示し続けたのである<sup>8</sup>。表2ではCSCEプロセスの一つの転換点であったウィーン再検討会議(1986年~1989年)におけるフィンランド提案である<sup>9</sup>。様々な提案が出されているが、オーストリアやスイスなどの他の非同盟・中立諸国とともに提案したもののほか、デンマークなど他の北欧諸国と共に提出した提案、また東ドイツやポーランドと共に提出した提案など、共同提案の相手は多岐に渡っている。冷戦期のCSCE交渉では、東側、西側、非同盟・中立諸国はそれぞれの陣営の国家と共同提案を行うことが多い。そのために、このフィンランドの多岐に渡る共同提案国に関しては、フィンランドのソ連からの相対的な外交的フリーハンドの獲得という目的がCSCE交渉においてある程度達成されていると考えることが可能であろう。

-

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> フィンランドの見解としては、Klaus Krokfors (1986) Finland's activity in the CSCE, in Kari Möttölä (1986) Ten Years After Helsinki: The Making of the European Security Regime, Routledge, pp.147-166

<sup>9</sup> ウィーン再検討会議冒頭の外相級会合において、新思考外交を展開していたシュワルナゼ (Eduard Amvrosievich Shevardnadze) ソ連外相が人権再検討会議のモスクワ招請を表明し、外交団を驚かせた。Stefan Lehne (1991) The Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-operation in Europe, 1986-1989, Boulder: Westview Press, p.127. このシュワルナゼ演説 (CSCE/WT/VR.3) に関しては、西側諸国のうちアメリカは単なるソ連によるアピール戦略の一環とみなし、冷淡な反応であった。イギリス、カナダ及びフランスも同様の見解を抱いていたが、西ドイツは好意的に見ていた。当初アメリカは傍観の態度をとったが、1987年に入りソ連がユダヤ人の出国を認め、政治犯の釈放や家族の再結合に関して積極的な姿勢を見せてからは、このソ連の姿勢を評価するようになっていった。なお、この演説は後にCSCE/WT.2(1986年12月10日提出)として、正式に提案化された。アメリカの姿勢に関しては、Commission on security and co-operation in Europe, From Vienna to Helsinki:Reports on the inter-sessional meeting of the CSCE process, p.14 も参照

## 表2. ウィーン再検討会議におけるフィンランド提案

Doc.No	日程	提案国					
WT.15	環境保護の	境保護の将来への発展					
	1987年	デンマーク	フィンランド	アイスランド			
	2月3日	ノルウェー	スウェーデン				
WT.16	ECEの枠組	且における大気汚染への	対処方法の将来への発	展			
	1987年	デンマーク	フィンランド	アイスランド			
	2月3日	ノルウェー	スウェーデン				
WT.17	海洋環境の	汚染に関する防止と保	護努力の将来への発展				
	1987年	デンマーク	フィンランド	アイスランド			
	2月3日	ノルウェー	スウェーデン				
WT.18	オゾン層の	保護に関する予防的方	策に関して				
	1987年	デンマーク	フィンランド	アイスランド			
	2月3日	ノルウェー	スウェーデン				
WT.44							
	1987年	オーストリア	キプロス	フィンランド			
	2月13日	リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			
WT.98	少数的言語によって著された文学作品の翻訳、出版および普及の促進						
	1987年	フィンランド	ハンガリー	デンマーク			
	2月27日	ギリシア	アイスランド	ノルウェー			
		ポーランド	スウェーデン	トルコ			
WT.110	人権と基本	的自由に関する情報の	普及並びに人権侵害時	の救済に関して			
	1987年	オーストリア	フィンランド	スウェーデン			
	3月10日	スイス					
WT.125	紛争の平和的解決						
	1987年	オーストリア	キプロス	フィンランド			
	4月10日	リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			
WT.126	テロリズム						
	1987年	オーストリア	キプロス	フィンランド			
	5月22日	リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			
WT.128	死刑廃止						
	1987年	オーストリア	デンマーク	フィンランド			
	6月5日	西ドイツ	アイスランド	ルクセンブルク			
		ノルウェー	ポルトガル	スペイン			
		スウェーデン					

WT.135	ウィーン再材	ウィーン再検討会議の継続に関して					
	1988年	オーストリア	キプロス	フィンランド			
	3月4日	リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			
WT.137	ウィーン再材	検討会議の最終文書					
	1988年	オーストリア	キプロス	フィンランド			
	5月13日	リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			
WT/H.4	若者の教育し	こ関する協力					
	1987年 2月23日	ハンガリー	フィンランド	東ドイツ			
WT/E.11							
	1987年 6月25日	オーストリア	キプロス	フィンランド			
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ			
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア			

ウィーン文書では、CSCE プロセスのうち人権に関する再検討会議(CHD: CSCE Conference on Human Dimension)が 1989年パリ、1990年コペンハーゲン、1991年モスクワ、1992年ヘルシンキにて開催された。このうち、パリ CHDでは東西対立が残存していたものの、コペンハーゲン CHD、モスクワ CHD、ヘルシンキ CHDでは冷戦終結後でもあり、東西間の人権規範に関する対立はもはや存在しなかった  $^{10}$  。

そのためこれまでとは異なり、コペンハーゲン CHD ではフィンランドは東側、西側、非同盟・中立諸国の提案に賛同することに対しバランスを考慮する必要はなくなり、人権分野で西側諸国との共同提案に賛同することが多くなっている。

30

<sup>10</sup> しかしながら、モスクワ CHD では同性愛の権利に関する提案に対してバチカンが反対するなど、 新たな対立軸も生じていた。

## 表3. コペンハーゲン人的側面会議におけるフィンランド提案

Doc.No		日付	提案国			
CHDC.1	CHDメカニズム					
			オーストリア	キプロス	フィンランド	
			リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ	
		6月5日	スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア	
	Add.1	6月19日	ポルトガル			
CHDC.13	死刑廃」	Ŀ.				
			オーストリア	デンマーク	フィンランド	
		6月8日	アイスランド	アイルランド	サンマリノ	
	Add.1	6月15日	スイス			
CHDC.16	自由に	関する法の	支配			
			アイルランド/EC	オーストリア	ブルガリア	
			カナダ	CSFR	フィンランド	
			東ドイツ	ハンガリー	リヒテンシュタイン	
			モナコ	ノルウェー	ポーランド	
			ルーマニア	サンマリノ	トルコ	
			ソ連	ユーゴスラヴィア	モナコ	
	Add.1	6月26日	マルタ			
	Corr.1	6月14日	キプロス	スイス		
CHDC.25	1991年開催の少数民族専門家会議					
			スイス	フィンランド	ハンガリー	
			リヒテンシュタイン	スウェーデン	ソ連	
		6月14日	イギリス			
	Add.1	6月19日	マルタ	ユーゴスラヴィア		
	Add.2	6月27日	デンマーク			
CHDC.30	受刑者の	の移送				
			アイルランド/EC	CSFR	フィンランド	
			ノルウェー	ポーランド	サンマリノ	
		6月15日	ユーゴスラヴィア			
CHDC.31	子どもの	の権利				
			アイルランド/EC	ブルガリア	カナダ	
			CSFR	フィンランド	東ドイツ	
			ポーランド	サンマリノ	スウェーデン	
		6月15日	スイス	トルコ	ソ連	
	Add.1	6月20日	ユーゴスラヴィア			
	Add.2	6月20日	マルタ			
	Add.3	6月21日	ハンガリー			
	Add.4	6月22日	ルーマニア			

CHDC.43	最終文書案					
			オーストリア	フィンランド	ハンガリー	
		6月27日	スイス			

## 表4. モスクワ人的側面会議におけるフィンランド提案

CHDM.1	国家緊急	7					
	国家緊急事態における人権や基本的自由						
		9月11日	ソ連				
	Rev.1	9月25日	エストニア				
	Rev.1/ Add.1	9月27日	フィンランド				
	Rev.1/ Add.2	9月30日	アルバニア				
CHDM.7	CSCE /	的側面メ	カニズムの拡大				
			ノルウェー	アルバニア	オーストリア		
			ブルガリア	CSFR	エストニア		
			フィンランド	ハンガリー	アイスランド		
			ラトヴィア	リヒテンシュタイン	リトアニア		
			ポーランド	ルーマニア	サンマリノ		
		9月19日	スウェーデン	スイス	ソ連		
	Add.1	9月23日	イタリア	ルクセンブルク			
	Add.2	9月24日	デンマーク				
CHDM.13	男女平等						
			カナダ	CSFR	デンマーク		
			フィンランド	ハンガリー	アイスランド		
			オランダ	ノルウェー	ポーランド		
			スペイン	スウェーデン	スイス		
		9月20日	ソ連				
	Add.1	9月25日	トルコ				
	Add.2	9月26日	ユーゴスラヴィア				
	Add.3	9月30日	アルバニア				
CHDM.14	先住民族	医の権利 しんしょう しんしょう しんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しん		,			
			カナダ	デンマーク	フィンランド		
			アイスランド	ノルウェー	スウェーデン		
		9月23日	ソ連				
	Add.1	9月26日	ギリシア				
CHDM.16	多元的国	民主主義社	会における NGO				
			デンマーク	フィンランド	フランス		
		9月24日	ノルウェー				
	Add.1	9月26日	ユーゴスラヴィア				

CHDM.34	死刑廃止					
			ポルトガル	スウェーデン	オーストリア	
			ベルギー	キプロス	CSFR	
			デンマーク	エストニア	フィンランド	
			フランス	ドイツ	ギリシア	
			アイスランド	イタリア	ラトヴィア	
			ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー	
			ルーマニア	サンマリノ	スペイン	
		9月25日	スイス	ソ連		

## 表5. ヘルシンキ再検討会議におけるフィンランド提案

D M.		пш	相名団				
Doc.No	GOOD	日付	提案国				
HM.1	CSCEマイノリティ高等弁務官						
			オランダ	オーストリア	ベルギー		
			デンマーク	エストニア	フィンランド		
			ドイツ	ハンガリー	アイスランド		
			アイルランド	イタリア	ラトヴィア		
			リヒテンシュタイン	ルクセンブルク	マルタ		
			ノルウェー	ポーランド	ロシア		
		4月15日	スウェーデン				
	Add.1	6月5日	アゼルバイジャン	ジョージア			
	Add.2	6月10日	スイス				
	Add.3	6月16日	キルギスタン				
	Add.4	6月22日	ウクライナ				
HM.4	NGOの実質的関与						
			オーストリア	CSFR	フィンランド		
			ハンガリー	リトアニア	ノルウェー		
		6月8日	ロシア	スウェーデン			
HM.7	ヘルシンキ首脳会議の議題						
		7月3日	フィンランド				
HM.8	首脳会	議の諸実務	的事項				
		7月3日	フィンランド				
HM/WG1/1	CSCEの枠内における平和維持活動のアウトライン						
			オーストリア	カナダ	CSFR		
			デンマーク	エストニア	フィンランド		
			ハンガリー	アイスランド	ノルウェー		
			ポーランド	スロヴェニア	スウェーデン		
		4月6日	スイス	ウクライナ			
	Add.1	6月16日	キルギスタン				

HM/WG3/25   1月1日 カナダ アンマーク フィンランド   アイスランド	HM/WG3/1	先住民	の権利		先住民の権利					
HM/WG3/3   RHの廃止			4月1日	カナダ	デンマーク	フィンランド				
HM/WG3/3				アイスランド	ノルウェー	ロシア				
A				スウェーデン						
HM/WG3/25   Fy 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	HM/WG3/3	死刑の	· 発止							
HM/WG3/25   F/1				スウェーデン	オーストリア	クロアチア				
HM/WG3/25   F / A / A / B / B / B / B / B / B / B / B				キプロス	CSFR	デンマーク				
My Hamilton				フィンランド	ドイツ	ギリシア				
HM/WG3/26   Ph/WG3/26   Ph/WG3/26   Ph/WG3/26   Ph/WG3/26   Ph/MG3/26   Ph				アイスランド	イタリア	リヒテンシュタイン				
HM/WG3/26   HM/WG3/26   Fig. 12   Fig. 12   Fig. 13   Fig. 14   Fig. 14   Fig. 14   Fig. 15   Fig. 16   Fig. 16   Fig. 16   Fig. 16   Fig. 17   Fig. 18   Fig. 18				ルクセンブルク	マルタ	オランダ				
HM/WG3/4   ODIHRと欧州審議会の協同				ノルウェー	ポルトガル	ルーマニア				
HM/WG3/4 ODIHRと欧州審議会の協同				サンマリノ	スロヴェニア	スペイン				
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$			5月21日	スイス						
HM/WG3/26   ロマヤ放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進   ロマヤ放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進   ロシア スウェーデン スイス   ロシア スウェーデン スイス   ロシア スウェーデン スイス   ロマヤ放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進   ロマヤムロー・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・フィン・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・	HM/WG3/4	ODIHR	と欧州審議	養会の協同		•				
ロシア スウェーデン スイス				オーストリア	ブルガリア	フィンランド				
Add.1 6月5日   Fルコ				リヒテンシュタイン	モルドヴァ	ルーマニア				
Add.1 6月5日 アルバニア   Add.2   キルギスタン   マルタ				ロシア	スウェーデン	スイス				
Add.2			5月22日	トルコ						
HM/WG3/8       ナショナル・マイノリティ         HM/WG3/8       ナショナル・マイノリティ         Add.1       5月26日 スイス ウクライナ         Add.2       6月1日 ノルウェー Add.3       6月8日 キルギスタン         HM/WG3/22       「教育: CSCE 地域における構造、政策そして戦略」セミナー         6月12日 スイス Add.1       6月12日 スイス コーナンド スイス コーナンド アンマーク コインランド イタリア ノルウェー ポーランド ルーマニア スウェーデン スイス         HM/WG3/25       CSCE人的側面ハンドブック         オーストリア デンマーク フィンランド イタリア ノルウェー ポーランド ルーマニア スウェーデン スイス         6月16日 イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日 CSFR       オランダ		Add.1	6月5日	アルバニア						
オーストリア   CSFR   フィンランド   ハンガリー   ポーランド   スウェーデン   スウェーデン   スイス   ウクライナ   Add.1   5月27日   ジョージア   Add.3   6月8日   キルギスタン		Add.2		キルギスタン	マルタ					
Nンガリー ボーランド スウェーデン   スウェーデン   スクェーデン   スクリア   スクリア   スクェーデン   スクリア   スクェーデン   スクリア   スクェーデン   スクリア   スクェーデン   スクリア   スクェーデン   スクェーデン   スイス   スクェーデン   スクェーデン   スイス   スクェーデン   スクェーデン   スイス   ストリア   スクェーデン   ストリア   ストリア   ストリア   ストリア   ストリア   ストリア   スクェーデン   ストリア	HM/WG3/8	ナショ	ナル・マイ	ノリティ						
HM/WG3/26       F J 26 日 スイス ウクライナ Add.1 5月27日 ジョージア Add.2 6月1日 ノルウェー Add.3 6月8日 キルギスタン         HM/WG3/22				オーストリア	CSFR	フィンランド				
Add.1       5月27日       ジョージア         Add.2       6月1日       ノルウェー         Add.3       6月8日       キルギスタン         HM/WG3/22       「教育: CSCE地域における構造、政策そして戦略」セミナー         6月12日       スイス         Add.1       6月23日       デンマーク         HM/WG3/25       CSCE人的側面ハンドブック         オーストリア       デンマーク       フィンランドイタリア         ルーマニア       スウェーデン       スイス         6月16日       イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日       CSFR       オランダ				ハンガリー	ポーランド	スウェーデン				
Add.2       6月1日 クルウェー Add.3       6月8日 キルギスタン         HM/WG3/22       「教育: CSCE 地域における構造、政策そして戦略」セミナー         6月12日 スイス Add.1       6月12日 アンマーク キルギスタン         HM/WG3/25       CSCE 人的側面ハンドブック         オーストリア デンマーク フィンランド イタリア ノルウェー ポーランド ルーマニア スウェーデン スイス         6月16日 イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日 CSFR オランダ			5月26日	スイス	ウクライナ					
HM/WG3/22       Add.3 6月8日 キルギスタン         HM/WG3/22       「教育: CSCE 地域における構造、政策そして戦略」セミナー         フィンランド       ギリシア       スウェーデン         6月12日 スイス       キルギスタン         HM/WG3/25       CSCE人的側面ハンドブック       オーストリア       デンマーク       フィンランド         イタリア       ノルウェー       ポーランド         ルーマニア       スウェーデン       スイス         6月16日       イギリス       イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日       CSFR       オランダ		Add.1	5月27日	ジョージア						
HM/WG3/22       「教育: CSCE地域における構造、政策そして戦略」セミナー         クインランド       ギリシア       スウェーデン         6月12日       スイス         Add.1       6月23日       デンマーク       キルギスタン         HM/WG3/25       CSCE人的側面ハンドブック         オーストリア       デンマーク       フィンランド         イタリア       ノルウェー       スウェーデン       スイス         6月16日       イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日       CSFR       オランダ		Add.2	6月1日	ノルウェー						
		Add.3	6月8日	キルギスタン						
6月12日 スイス Add.1 $6月23日$ デンマーク キルギスタン HM/WG3/25 CSCE人的側面ハンドブック	HM/WG3/22	「教育:	CSCE地域	における構造、政策	そして戦略」セミュ	+-				
Add.16月23日デンマークキルギスタンHM/WG3/25CSCE人的側面ハンドブックオーストリアデンマークフィンランドイタリアノルウェーポーランドルーマニアスウェーデンスイス6月16日イギリスHM/WG3/26ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進6月17日CSFRオランダ				フィンランド	ギリシア	スウェーデン				
HM/WG3/25       CSCE人的側面ハンドブック         オーストリア       デンマーク       フィンランド         イタリア       ノルウェー       ポーランド         ルーマニア       スウェーデン       スイス         6月16日       イギリス         HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日       CSFR       オランダ			6月12日	スイス						
HM/WG3/26     オーストリア デンマーク フィンランド イタリア ノルウェー ポーランド ルーマニア スウェーデン スイス イギリス       6月16日 イギリス     ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進 オランダ		Add.1	6月23日	デンマーク	キルギスタン					
イタリア     ノルウェー     ポーランド       ルーマニア     スウェーデン     スイス       6月16日     イギリス       HM/WG3/26     ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進       6月17日     CSFR     オランダ	HM/WG3/25	CSCE /	人的側面ハ	ンドブック						
ルーマニア     スウェーデン     スイス       6月16日     イギリス       HM/WG3/26     ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進       6月17日     CSFR     オランダ				オーストリア	デンマーク	フィンランド				
HM/WG3/26     ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進       6月17日     CSFR     オランダ				イタリア	ノルウェー	ポーランド				
HM/WG3/26       ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進         6月17日       CSFR       オランダ				ルーマニア	スウェーデン	スイス				
6月17日 CSFR オランダ			1							
	HM/WG3/26	ロマや	放浪するコ	ミュニティに属する	人々の平等の機会の	)促進				
Add 1   6月18日   ノルウェー			6月17日	CSFR	オランダ					
111111   0/1 10   1 / / / -		Add.1	6月18日	ノルウェー						

	Add.2	6月22日	フィンランド	ポーランド	ルーマニア
				4. 7.1	/
	Add.3	6月22日	ブルガリア		
HM/WG4/6	経済ファ	ォーラム			
			アルバニア	オーストリア	ブルガリア
			カナダ	クロアチア	キプロス
			エストニア	フィンランド	ジョージア
			アイスランド	キルギスタン	ラトヴィア
			リトアニア	モルドヴァ	ノルウェー
			ポルトガル/EC	ルーマニア	ロシア
			スウェーデン	スイス	トルコ
		6月1日	ウクライナ	アメリカ	
	Add.1	6月11日	マルタ		

表3~表5は、1990年から1992年にかけて開催された人的側面会議に関する 提案である。先にも検討した通り、フィンランドは冷戦終結と同時にそれまで 慎重に振舞ってきた行動から、CSCEの枠内で西側諸国との共同提案も増加し ている。しかし同時に旧東側諸国も含めた形の提案となっており、全体として はやはりバランスをとった外交を行っていることは明白である。

### 4. 上海協力機構と北東アジアー欧州の経験から何を学ぶかー

上海協力機構(SCO)は1996年に上海ファイブとして設立された機構を前身としたものであり、原加盟国は中国、カザフスタン、キルギス、ロシアおよびタジキスタンである。2001年にはウズベキスタン、2016年にはインドとパキスタンが加盟し、アフガニスタン、ベラルーシ、イランとモンゴルがオブザーバー、アルメニア、アゼルバイジャン、カンボジア、ネパール、スリランカとトルコが対話パートナー、ASEAN、CISとトルクメニスタンがゲスト資格を有する。SCOはテロなどの安全保障問題に関して対話を実施することを目的としており、OSCEの協調的安全保障(Co-operative Security)と類似する点となっている。

しかしながら、OSCEが全欧州、CIS諸国並びにアメリカ、カナダも含んでおり、地理的にカバーする範囲が広い。また、人権規範などでEUとしばしば対立姿勢を示すロシアやCIS諸国も含むなど、政治規範に関して相違する国々も包括されている。それに対しSCOは中国やロシアと政治規範を異にするア

メリカ、日本、韓国や台湾が加入していないなど、OSCEが提供している「フォーラム」としての性格を有するものではない。

このことは、一つにはアジアと欧州の安全保障環境の相違に起因する。OSCE地域では、地域の安全保障は人権、民主主義、法の支配など国内政治と一体不可分とみなされており、1999年のOSCEイスタンブール宣言では「包括的安全保障(Comprehensive Security)とされている。もちろん、CIS諸国を中心にOSCEがあまりに民主主義などに偏りすぎではないかとする、いわゆる「ウィーンの東(East of Vienna)」問題を問題視し、しばしば閣僚級理事会などで主張を行っている。しかしながら、OSCEのどの参加国もこの政治規範自体には批判を加えておらず、規範として一定程度の力を有していると考えることが可能である。

一方で北東アジアでは、日本、韓国、モンゴルや台湾のような議会制民主主義を国家の基本原則とする国、北朝鮮や中国のような共産主義国、ロシアのような権威主義国など、国家の性質はさまざまである。また、尖閣諸島問題、南シナ海問題、従軍慰安婦問題、北朝鮮による拉致問題など、国家間の対立による様々な問題が存在しており、欧州とは異なりいまだ冷戦は継続している。

冷戦期の欧州は、東西両陣営に分断されていた。この分断の解消のために、CSCE交渉は始まった。現状の北東アジア地域が同じように異なる政治規範を有する体制によって分断されている以上、同様の行動を行うことが地域の緊張緩和のためにも必要となってくる。しかしながら、現状の中国が主導するSCOに対してアメリカ、日本などが参加することが困難である以上、新たな枠組を検討する必要がある。

これまで検討してきたように、フィンランドは当初安全保障の自国の頭越しでの東西両陣営の取り決めを防ぎ、かつ制約された外交の中でフリーハンドの範囲を最大化することを目的としてCSCE交渉を開始した。フィンランドはソ連寄りではあったが中立国であり、かつノルディック・バランスを形成している一国でもあった。同じように考えると、北東アジア地域において大国に隣接し、バランスを考慮した外交を展開する必要がある国が、モンゴルである<sup>11</sup>。

36

Masataka Tamai, Noboru Miyawaki, Nanjin Dorjsuren (2015) From Helsinki to Ulaanbaatar, The Mongolian Journal of Strategic Studies, no. 69.

CSCEのような多国間交渉枠組を構築することは、単に地域の安定に寄与する のみならず、モンゴル自信の外交に関して冷戦期のフィンランドのようにフ リーハンドの幅を広げることになろう。

#### おわりに

北東アジアの安全保障環境は、欧州と異なり複雑である。また地域の国々には様々な体制があり、同じ民主主義規範を共有する欧州諸国と異なり、欧州連合のような統合は難しい<sup>12</sup>。しかしながら、CSCEのような安全保障に関する対話から始めることは、地域の将来の統合に向けて有意義なことであろう。1975年8月にヘルシンキのフィンランディア・ホールに集まった首脳、外交官やメディア関係者で、誰も14年後の東欧革命を予想しなかった。

フィンランドとモンゴルは奇しくも大国に隣接する、という点において同様の立場にある。モンゴルは北東アジアのフィンランドになることが可能であろうと考える。

#### 参考文献

- Fischer, Thimas, Neutral Power in the CSCE: The N+N States and the Making of the Helsinki Accords 1975 (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 2009)
- Ghebali, Victor-Yves, La diplomatie de la détente : la CSCE, d'Helsinki à Vienne, 1973-1989 (Bruxelles : E. Bruylant, 1989)
- Ghebali, Victor-Yves, Le role de l'OSCE en Eurasie, du sommet de Lisbonne au Conseil ministeriel de Maastricht (1996-2003) (Bruxelles : É. Bruylant, 2014)
- Heraclides, Alexis, Helsinki II and its aftermath the Making of the CSCE into an International Organization (London; New York: Pinter Publishers, 1993)
- Maresca, John J., Helsinki Revisited (Ibidem-Verlag, Jessica Haunschild

<sup>12</sup> このような機構の重複に対して、アメリカの国際政治学者ドイッチュ(Karl Wolfgang Deutsch) は政治規範の面から「安全保障共同体」の成立が成立しているとする

- U Christian Scho; UK ed. Edition, 2016)
- Dijk,Peter van ," The Helsinki Final Act of Helsinki-Basis for a pan-European System?", Netherlands Yearbook of International Law, vol 11 (1980), pp. 97-105.
- Dijk,Peter van "The Implementation of the Final Act of the Helsinki: The creation of new structures or the involvement of existing ones?",
   Michigan Journal of International Law, vol 10, no 1 (1989)
- Gaer, Felice D., "The United Nations and the CSCE: Cooperation, Competition, or Confusion?", in *The CSCE in the 1990s: Constructing European Security and Cooperation*, ed. Michael R.Lucas (Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1993)
- Gioia, Andrea, "The UN and Regional Organizations in the maintenance of Peace and Security", in *The OSCE in the maintenance of peace and* security: conflict prevention, crisis management and peaceful settlement of disputes, eds. Michael Bothe, Natalino Ronzitti and Allan Rosas (The Hague: Kluwer Law International, 1997)
- Krokfors, Klaus (1986) Finland's activity in the CSCE, in Ten Years
   After Helsinki: The Making of the European Security Regime, ed.Kari
   Möttölä (Routledge, 1986)
- Larive, Maxim, "The European Architecture OSCE, NATO and the EU", in *The OSCE: Soft Security for a Hard World*, ed. Robert Dominguez (Frankfurt am Main, Bern: Peter Lang Pub. Inc., 2014), pp. 157-178.
- Rittberger, Volker and Michael Zurn, "Towards regulated anarchy in East-West relations:causes and consequences of East-West regimes", in International Regimes in East-West Politics, ed. Volker Rittberger (London; New York: Pinter Publishers, 1990.
- Sapiro, Miriam "Changing the CSCE into OSCE: Legal Aspects of the Political Transformation", American Journal of International Law, vol 89,no 3 (1995)

- Scheltema, Gajus, "CSCE Peacekeeptin Operations", in The Challenges
  of Change-The Helsinki Summit of the CSCE and its aftermath, eds.
  Arie Bloed & Pieter van Djik (Dordrecht: M. Nijhoff, 1994)
- Schneider, Patricia and Tim J. Aristide Müller-Wolf, "The Court of Conciliation and Arbitration within the OSCE", CORE Working Paper 16, Hamburg: Hamburg University Institute of Peace, 2007
- Snyder, Sarah B." Jerry, Don't go": Domestic Opposition to the 1975
  Helsinki Final Act", Journal of American Studies, vol 44,no 1 (2010),
  pp.67-81
- Snyder, Sarah B. "Through the Looking Glass: The Helsinki Final Act and the 1976 Election for President", *Diplimacy & Statecraft*, vol 21 (2010), pp. 87-106.
- Tamai, Masataka, Noboru Miyawaki & Nanjin Dorjsuren (2015) From Helsinki to Ulaanbaatar, *The Mongolian Journal of Strategic Studies*, no. 69.
- Tanja, Gerald J." Peaceful Settlement of Disputes within the Framework
  of the CSCE: a Legal Novelty in a Political-Diplomatic Environment",
  in *The Challenges of Change-The Helsinki Summit of the CSCE and*its aftermath, eds. Arie Bloed & Pieter van Djik (Dordrecht: M.
  Nijhoff, 1994)
- Ugglas, Margaretha af, "Conditions for Successful Preventive Diplomacy", in *The Challenge of Preventive Diplomacy – The experience of the CSCE*, ed. Staffan Carlsson (Ministry for Foreign Affairs: Stockholm, 1994)
- Vaughan, Patric G. (2008) Zbigniew Brzezinski and the Helsinki Final Act, in *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev* 1975-1985, ed. Leopoldo Nuti (Routledge, 2008)

## The OSCE, Finland and Mongolia: Can Mongolia play the role of Finland in northeast Asia?

#### 1. Introduction

Both Mongolia and Finland are neighbors of Russia (former the Soviet Union). However, Finland and Mongolia differ greatly in terms of their security situations.

The Europe was formerly divided into three camps: the communist states of the East, the democratic states of the West, and the neutral states. However, this conflict disappeared after the Eastern European revolutions. In Asia, on the other hand, the conflict still exists, as seen in the tensions between South Korea and North Korea, between Japan and China, and between China and Taiwan, as well as in the problems of the South China Sea. In addition, there are historical problems such as those between South Korea, China and Japan regarding "comfort women."

Under diplomatic pressure from the Soviet Union, the Conference on Security and Co-operation in Europe (CSCE) was one of Finland's most important attempts to reduce the political tensions between two opposing camps in Europe. The original idea for the CSCE was not Finland's; the Soviet Union proposed it at a summit held in Geneva in 1954. In the late 1960s, Finland was focused on the idea of fostering East-West dialogue. It played an important role in the dialogue leading up to the 1975 Helsinki Final Act, which was signed by thirty-five participating States including all European States, the USA and Canada except Albania at Finlandia Hall in Helsinki. During the Cold War, the CSCE played an important role in the dialogue among the East, the West and the neutral states.

The CSCE became the Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) in 1995. China established Shanghai Cooperation Organization (SCO) in 2001 as a successor to the Shanghai Five, which had been founded in 1996. However, not all of the member states of the SCO are Asian states, so the SCO does not provide an easy blueprint for becoming a regional international organization like the OSCE.

In this paper, I analyze Finland's role in the CSCE/OSCE and explain why Finland

was able to play such an important role. I also explain the Asian perspective on the Conference for Security and Co-operation in Asia and Mongolia's role in it.